

## ■ゆうちょ投信WEBプレミア会員規定を廃止する規定

ゆうちょ投信WEBプレミア会員規定は、廃止します。

附 則

(実施期日)

- 1 この規定は、平成 29 年 5 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この規定の実施の際、現にゆうちょ投信WEBプレミア会員規定（以下「会員規定」といいます。）によりゆうちょ投信WEBプレミアを利用している場合（以下「この場合」といいます。）は、平成 30 年 5 月 2 日までは、なお会員規定により取り扱うものとします。ただし、会員規定第 12 条（特典）第 1 項に定めるキャッシュバックの対象となる取扱いは、平成 30 年 4 月末日の受付分までとし、キャッシュバックする金額は、平成 30 年 4 月末日から起算して 3 か月以内に決済口座（投資信託総合取引規定第 6 条（取引開始の手続）第 3 項に定める決済口座をいいます。以下同じとします。）に入金するものとします。

また、この場合における会員規定第 13 条（会費）第 1 項により支払われた会費（以下「会費」といいます。）について、平成 30 年 5 月 2 日までの最終の会員資格の有効期間が 1 年に満たないときは、平成 30 年 5 月 2 日から起算して 3 か月以内に、会員規定第 16 条（退会）第 1 項により平成 29 年 3 月 1 日以降に退会し、最終の会員資格の有効期間が 1 年に満たないときは、退会した日から起算して 3 か月以内に、会費の一部を月割りで決済口座に返還するものとします。

なお、キャッシュバックする金額を入金する際又は会費の一部を月割りで返還する際に、決済口座が解約されている場合は、キャッシュバック又は会費の返還は行わないものとします。

また、この場合において、当行所定の日までに、取引営業所（会員規定第 4 条（取引営業所）に定める取引営業所をいいます。以下同じとします。）の変更又は投資信託口座（投資信託総合取引規定第 6 条（取引開始の手続）第 4 項に定める投資信託口座をいいます。）の廃止に係る届出がないときは、当行は、取引営業所を当行所定の営業所に変更するものとします。